

後期高齢者医療制度

保険料について

令和元年度後期高齢者医療保険料の確定通知を7月中旬に郵送します。

※ 年度途中で加入した方は加入からおおむね2カ月後に郵送します。

■ 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額(年額)} \\ \hline \text{(賦課限度額62万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{4万5,379円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等-33万円)} \times 8.76\% \\ \hline \end{array}$$

所得の低い方や、後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方の保険料は、軽減して計算されます。

■ 保険料の納め方

《特別徴収》

年金額(特別徴収対象の年金)が年間18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。

※ 年度の途中で転入、75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。

《普通徴収》

口座振替や納付書で個別に納付していただきます。

保険料の納付月(☆が納める月)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
普通徴収				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	

■ 保険料の支払方法の選択

年金から天引きの「特別徴収」に替えて、口座振替による「普通徴収」を選択することができます。希望する方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

※ 社会保険料控除の適用になる方は、振替口座の名義人です。

■ 口座振替の手続き

預金通帳、通帳印、保険証を持参の上、金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きをしてください。

令和元年度後期高齢者医療制度の保険料改正内容

① 保険料の均等割額の5割軽減・2割軽減が受けられる所得の基準額が拡大されました。

軽減割合	年 度	世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計
5割軽減	平成30年度	33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下の世帯
	令和元年度	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)以下の世帯
2割軽減	平成30年度	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下の世帯
	令和元年度	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)以下の世帯

② 所得の低い方(一定の所得以下の方)の保険料の均等割額の軽減割合が見直されました。

平成30年度均等割額:9割軽減



令和元年度均等割額:8割軽減

■ 問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111(内1119・1120)